

World Anti-Doping Code 【WADC】

世界アンチ・ドーピング規程（2027年版）

2021年版からの主な変更点



注意)

本日時点では、2027年版世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の翻訳作業が進行中となっています。
よって、各スライド内で提示している文章は、2027年版の世界アンチ・ドーピング規程、及び国際基準の日本語訳を正確に反映しているものではなく、趣旨を踏まえた解説のための文章として提示するものです。

世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の日本語訳版は、完成次第、JADAのwebサイトで掲示するとともに、冊子を各団体事務局に送付予定です。

2027年WADCの改定における5つの基本テーマ（課題意識）

- ① **人権（Human Rights）の強化**
 - 手続保障・公平性の一層の強化
- ② **アスリートの権利・利益の強化**
 - 制裁の柔軟化（個別事情反映）
 - CASへの上訴権の拡張
 - 早期の自認による減輕の拡大（25%減）
- ③ **偏り（bias）の排除・制度の独立性強化**
 - 利益相反の防止
- ④ **汚染（Contamination）問題への対応**
 - 科学的証拠に基づく非意図的使用の評価導入
 - サプリメント・外部接触など多様な汚染ケースに対応
- ⑤ **Athlete Support Personnel（ASP）* の責任強化**
 - 教育義務・注意義務の強化

* 日本語訳では「サポートスタッフ」

2027 WADCの主な変更、追加されたポイント

- 制裁措置の弾力化
 - 意図性が否定される場合
 - 正当な医学的状态を有する場合
 - 汚染源
 - 濫用物質
 - 早期の自認
 - 不服申立て機会の均衡
 - 実質的支援
- 独立審査エキスパート
- アスリート、サポートスタッフの役割と責務
- 結果の公表

制裁措置の弾力化（「意図性」否定される場合）

【現行】

- **非特定物質**及び方法
 - **4年間**の資格停止期間
 - 競技者が、その使用が「**意図的**」ではなかったことを証明できる場合は**2年間**

制裁措置の弾力化（「意図性」否定される場合）

【現行】

■ 非特定物質及び方法

- 4年間の資格停止期間
- 競技者が、その使用が「意図的」ではなかったことを証明できる場合は2年間

【2027】

■ 非特定物質及び方法

- 4年間の資格停止期間
- 以下の類型に該当する場合は、資格停止期間が軽減

類型-①	類型-②	類型-③	類型-④
禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったかを立証できて、かつ、当該アンチ・ドーピング規則違反が故意でなかったことを立証できる場合： 資格停止期間は2年間となる。	禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったかを立証できないものの、信頼できる科学的証拠に基づき、当該違反が故意でなかったことを立証できる場合： 資格停止期間は2年間となる。	当該違反が故意でなかったことを立証できないが、以下を立証できる場合： i. 禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったか ii. 摂取又は使用の状況が競技能力の向上とは無関係であったこと 資格停止期間は3年間となる。	当該物質が競技会においてのみ禁止されており、かつ、摂取又は使用が競技会外において、競技能力の向上とは無関係の状況で行われた場合： 資格停止期間は2年間となる。

* WADC 10.2.1項

制裁措置の弾力化（「意図性」否定される場合）

【現行】

■ 特定物質及び方法

- 2年間の資格停止期間
- 結果管理機関が、その使用が「意図的」であったことを証明できる場合は4年間

【2027】

■ 特定物質及び方法

- 2年間の資格停止期間

類型-①	類型-②
アンチ・ドーピング機関（ADO）が、当該違反が故意であったことを立証できる場合： その場合、資格停止期間は4年間となる。	当該アスリートが、故意であったにもかかわらず、摂取又は使用が競技能力の向上とは無関係であったことを立証できる場合： その場合、資格停止期間は3年間となる。

* WADC 10.2.2項

制裁措置の弾力化 （正当な医学的状态を有する場合）

【現行】

■ なし

【2027】

禁止物質を使用したアスリートが**正当な医学的状态を有していた**ものの、使用の当時**TUE（治療使用特例）の申請を行っておらず、かつ遡及的TUEの付与要件も満たさない場合**において、治療使用特例に関する国際基準（ISTUE）第4.2条のすべての要件（合理的に認められる代替治療が存在しないことを示す要件を除く。）を満たすときは、**資格停止期間は一律2か月間**とする。

* WADC 10.2.4項

制裁措置の弾力化（汚染源：Contaminated Source）

【現行】

- Contaminated Product（汚染製品）
- 製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

【2027】

汚染源（Contaminated Source）とは、禁止物質の予見不可能な供給源をいい、例えば次のものが含まれる：

- 製品ラベル又は合理的な生成AI若しくはこれに類する検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含有する**医薬品又はサプリメント**の使用又は摂取
- 汚染された**肉若しくは液体等の飲食物**であって、事前の警告、開示その他禁止物質を含有する可能性を疑うべき根拠がないにもかかわらず、禁止物質を含有するものの摂取
- アスリートが**第三者と直接身体的接触**をすること、又は当該**第三者が接触し若しくは取り扱った物品との身体的接触**を通じた禁止物質への曝露

制裁措置の弾力化（濫用物質：Substance of Abuse）

【現行】

- 競技者が、摂取、使用又は保有が競技会外で発生したものであること、及び、競技力とは無関係であったことを立証することができた場合には、3ヶ月間
- 結果管理機関が承認する濫用物質治療プログラムを完了した場合には、1ヶ月間に短縮可能

【2027】

- 競技会外での使用、かつ、競技力向上とは無関係である場合、**一律 2ヶ月間の資格停止**
- 再犯の場合は、4ヶ月の資格停止。但し、承認された治療プログラムへの参加によって、2ヶ月に短縮が可能
- 競技会時の使用（競技力に無関係な場合）は、6ヶ月～2年間の範囲の資格停止

制裁措置の弾力化（早期の自認）

【現行】

- 4年以上の資格停止期間が訴追された事案においてのみ、「責任追及通知」を受領してから20日以内に、アンチ・ドーピング規則違反（ADRV）の申立て及びその結果を受け入れた場合には、1年間短縮

【2027】

「通知」*を受領してから20日以内に、アンチ・ドーピング規則違反に係る訴追内容（成績取り消し、資格停止期間等）を受け入れた場合には、資格停止期間を以下のとおり短縮する：

- 提示された資格停止期間が4年以下の場合は、25%短縮する。
- 提示された資格停止期間が4年を超え終身に至らない場合は、1年間短縮する。
- 終身の資格停止については、短縮しない。

*「アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する通知」、「責任追及通知」のいずれの通知にも適用

* WADC 10.7.2項

制裁措置の弾力化 （不服申立て機会の均衡）

【現行】

- 国内レベル競技者：日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に不服申立てができる

【2027】

- 国内レベル競技者についても、国内の不服申立て機関が下した決定について不服がある場合には、CASに不服申立てが可能

※ WADAがCASへの最終上訴権を持つことを踏まえ、すべての競技者やその他の者も同様にCASへ上訴する権利が与えられた。

* WADC 13項

制裁措置の弾力化（実質的支援／その他価値ある情報の提供）

【現行】

- アンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して「実質的な支援」を行うことで、他者について刑事または懲戒処分という「結果」を導いた者には、自らの資格停止期間につき75%を超えない範囲で一部の猶予がなされる

【2027】

- 「実質的な支援」の要件は満たさないが、ドーピング撲滅に有用な情報を提供した場合は、資格停止期間の最大15%を猶予することができる。

* WADC 10.7.4項

独立審査エキスパート (Independent Review Expert: IRE)

【現行】

- なし

【2027】

- アンチ・ドーピング機関が、違反が疑われる分析報告を受けたにもかかわらず、通常の結果管理プロセスを進めずに当該事案を制裁を課すことなく終了しようとする場合に、IREへの意見聴取が義務化された

※中国の競泳選手の問題を受けて、新設された条項。

* WADC 7.8項

アスリートの役割と責務 （教育を受ける責務の明確化）

【2027】

- 競技者自身が教育プログラムに参加する義務（make themselves available for education）が明文化
- 21.1.8 Athletes shall make themselves available for Education.

* WADC 21項

サポートスタッフの役割と責務 (教育を受ける責務の明確化)

【現行】

- 21.2.1 To be knowledgeable of and comply with all anti-doping policies and rules adopted pursuant to the Code and which are applicable to them or the Athletes whom they support

【2027】

- サポートスタッフ自身が**教育プログラムに参加する義務** (make themselves available for education) 、及び競技者が不注意によって**違反となることを防ぐための最高レベルの注意義務** (highest duty of care) が明文化
- 21.2.2 Athlete Support Personnel **shall make themselves available for Education** in order to support the provision of accurate anti-doping information to the Athletes who they support, particularly in the case of Protected Persons and Minors.
- 21.2.9 To **exercise the highest duty of care** in supporting Athletes to protect them from the risk of an unintentional anti-doping rule violation.

結果の公表（過誤・過失が無い場合の非公開）

【現行】

- 過誤・過失が無い（No Fault or Negligence）と判断された事案は、通常の違反と同様に一般開示（公表）の対象

【2027】

- 「過誤・過失が無い（No Fault or Negligence）」と最終決定された場合、原則として競技者の同意なしに結果を公表することが禁止される



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構